

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人秋田県病院薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を秋田市に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、会員の倫理及び学術水準を高め、質の高い薬物療法の確保を図ることにより地域住民の健康及び福祉の増進に寄与し、あわせて会員相互の親睦に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 医療安全及び医薬品の適正使用に関する事項
2. 会員施設に係る調査研究に関する事項
3. 会員の資質向上、教育及び処遇改善に関する事項
4. 薬剤師業務に係る情報交換及び連絡に関する事項
5. 学術大会、研修会等の開催及び協力に関する事項
6. 関係諸団体、諸官庁との協力及び連携に関する事項
7. その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第5条 当法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

(会 員)

第6条 当法人は、次の会員をもって構成する。

- (1) 正 会 員 秋田県内の病院、診療所、介護保険施設等に籍を有し、当法人の目的及び事業に賛同する薬剤師
- (2) 特別会員A 正会員以外で薬剤師免許を有し、当法人の目的及び事業に賛同する個人であり、理事会で承認された者
- (3) 特別会員B 正会員以外で薬剤師免許を有し、当法人の目的及び事業に賛同するが一般社団法人日本病院薬剤師会（以下、「日病薬」という。）の特別会員とはならない個人とし、理事会で承認された者
- (4) 賛助会員 当法人の目的に賛同及び事業を支援し、理事会で承認された団体又は個人
- (5) 名誉会員 当法人に特に顕著な功績のあった者で理事会の推薦と社員総会で承認された者

2 前項の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

3 正会員、特別会員Aは日病薬の正会員、特別会員となるものとする。

(入 会)

第7条 当法人の会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

(会 費)

第8条 会員は、別に定める規程に従って会費を納入しなければならない。

2 前項の規程は、社員総会の特別決議によって定める。

3 既納の会費は、返還しない。

(会員資格の喪失)

第9条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 死亡又は法人、団体が解散したとき

(3) 正当な理由なくして会費の納入を怠り且つ催告に応じないとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出することにより、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど正当な事由があるときは、社員総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

(会員名簿)

第12条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

### 第3章 社員総会

(構 成)

第13条 当法人の社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の社員総会をもって、法人法上の社員総会とする。

(招 集)

第14条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき会長がこれを招集する。会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(権 限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又は定款で定められた事項

(招集手続の省略)

第16条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的である事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 社員総会に出席できない社員は、当法人の他の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面(委任状)を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した社員のうち署名人に指名された者2名が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 役員等

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以上4名以内を副会長、若干名を常任理事とする。

3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 当法人の理事及び監事は、社員総会の決議において当法人の社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

3 会長、副会長及び常任理事は、理事会において理事の過半数をもって、理事の中から選定する。

4 各理事について、当該理事及びその配偶者または三親等以内の親族である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 会長は、法令及び定款の定めにより、当法人を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は会長を補佐し、業務を執行する。

3 常任理事は会長及び副会長を補佐し、業務を執行する。

4 理事は、理事会を構成し、理事会の決議に従って職務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び事務局担当者に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(日病薬代議員)

第27条 当法人に、日病薬代議員及び補欠の代議員を置く。代議員の人数は日病

薬の定めによるものとする。

- 2 代議員は日病薬の総会に出席する。
- 3 代議員及び補欠の代議員の選出方法については、別に定める規程に従って正会員の中から選挙の方法にて選出する。
- 4 前項の規程は、理事会によって定める。

(顧問)

第28条 当法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱するものとし、その任期は委嘱した会長の在任期間とする。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ重要な会務に意見を述べることができる。

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 辞任等により欠員が出た場合、補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(役員等の法人に対する責任の免除)

第30条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事の選定及び解職
- (4) その他重要な会務の決定

(招 集)

第33条 理事会は、会長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長に事故若しくは支障があるときは、副会長が理事会を招集する。

(招集手続の省略)

第34条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故若しくは支障があるときは、副会長がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第36条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第37条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第38条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所  
所に備え置くものとする。

## 第6章 常任理事会

(常任理事会)

第39条 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成する。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事の過半数の出席がなければ開催することができない。
- 3 常任理事会は、会長が必要な場合に招集して、その議長となる。
- 4 常任理事会は、理事会より委任された事項及び会長が理事会に付議する事項を協議し、理事会に提案及び報告する。
- 5 会長は、緊急を要する事項について、常任理事会で決定することができる。ただし、当該決議の内容については理事会に報告し承認を得なければならない。

## 第7章 会計等

(経費の支弁)

第40条 当法人の経費は会費、寄附及びその他の収入をもってこれにあてる。

(財産の管理)

第41条 当法人の財産は会長が管理し、その方法は社員総会及び理事会の決するところによる。

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出等)

第43条 会長は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告を定時社員総会に提出しなければならない。

- 2 前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第44条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告を含む。）を、定時社員総会の日



の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第45条 当法人は、剰余金の分配を行わないものとする。

## 第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第46条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解 散)

第47条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の決議その他法令の定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 当法人が解散により生ずる残余財産は、社員総会の決議を経て国若しくは地方公共団体又は当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人に贈与するものとする。